

裁定にかかる弁護士報酬額の算定基準について

—アメリカ合衆国連邦裁判所のロードスター方式をめぐる諸問題—

山城 崇 夫

- I 弁護士報酬額の算定基準～1973年から1987年までの展開
- II ロードスター方式の諸問題～連邦控訴裁判所第三サーキットのタスク・フォースの報告書
- III 合理的な時間と合理的なレート
- IV 敗訴リスク・ボーナス
むすびに代えて

I 弁護士報酬額の算定基準～1973年から1987年までの展開

1 裁判所の裁定を必要とする弁護士報酬

アメリカ合衆国では、訴訟当事者の各自が弁護士費用を負担する（アメリカン・ルール）。このアメリカン・ルールに対し、これは勝訴者に完全な補償を提供できない不公正なルールであるとしたり、あるいは貧困者から裁判所へのアクセスを奪うものであるといった批判も加えられているが、依然として原則は維持されている。

しかしながら、19世紀の末から判例および法律によりいくつかの例外が形成されてきた。まず、自己および他人のために共同の財産を回復した者はその弁護士費用を回復財産から回収できるとするコモン・ファンド理論、その

延長線上に、回復財産は金銭的な利益に限らず実質的な利益でもよいとしたうえで敗訴者から弁護士費用を回復することを許したコモン・ベネフィット理論、さらに、公共政策の実現を目的とした勝訴原告に敗訴被告から弁護士費用の回収を許す私設司法長官理論が、いずれも判例法上認められてきた。もっとも、私設司法長官理論は、1975年に最高裁によりアラスカ・パイプライン事件で否定された。そのリアクションとして、公民権弁護士報酬法をはじめとして多数の敗訴者負担立法（原告の勝訴に限って敗訴被告からの回収が許される片面的敗訴者負担）が制定されたことは周知のことであろう⁽¹⁾。

これらの判例や法律に基づいて弁護士費用を回収する場合、裁判所による弁護士報酬額の裁定を必要とする。70年代のなかばまで、コモン・ファンド理論またはコモン・ベネフィット理論に基づく裁定額は、保護されたファンドや生み出された利益に対する一定の割合（％）で計算されていた。しかし、その計算の根拠は明確なものではなかった。また、裁定額がしばしば巨額になるため、こうした裁定が弁護士の金鉱になっているという皮肉たっぷりの批判も加えられるようになった⁽²⁾。公民権弁護士報酬法をはじめとして70年代後半に登場した法律に基づく敗訴者負担は、私人による公共政策の実現を奨励することを目的としているが、弁護士報酬額については単に裁判所が「合理的な報酬」を裁定する旨規定するに止どまり、明確な計算基準は示されていなかった⁽³⁾。

-
- 1) 以上について、拙稿「弁護士費用の第三者（受益者）負担について—コモン・ファンド理論の軌跡から考えたこと」山口経済学雑誌39巻1・2号95頁。および、拙稿「弁護士費用ファイナンスの微視的考察—各自負担・敗訴者負担・片面的敗訴者負担の正当化根拠を吟味する」山口経済学雑誌37巻5・6号395頁。
 - 2) J. P. Dawson, "Lawyers and Involuntary Clients: Attorney Fees From Funds", 87 Harv. L. Rev. 1597 (1974); J. P. Dawson, "Lawyers and Involuntary Clients in Public Interest Litigation", 88 Harv. L. Rev. 849 (1975).
 - 3) たとえば、公民権弁護士報酬法 (The Civil Rights Attorney's Fee Awards Act of 1976, 42 U. S. C. § 1988).

2 ロードスター方式の誕生と受容～Lindy 事件

70年代の後半から、主として連邦の下級審裁判所において、従来の根拠不明確な割合(%)による裁定を脱して合理的な計算基準を求める動きが始まった。この動きを促した原因として、議会の制定する報酬立法が増大したため公共政策の実現を促進するという観点から報酬の支払い範囲を決定する必要性が生じたこと、非金銭的な救済を求める訴訟が増大し従来の回復の割合に基づいた裁定が困難になったこと、そしてクラス訴訟における巨額な報酬裁定に接して裁判官の裁量の自由に疑問が生まれたことが指摘されている⁽⁴⁾。

改革の動きは、連邦裁判所第三サーキットに始まる。1973年、Lindy v. American Radiator & Standard Sanitary Corp. 487 F. 2d 161 (1973) において、裁判所は「合理的な時間レート×合理的な消費時間」を計算基準とする「ロードスター・アプロウチ」を提示した(これをLindy 1 事件という)。この事件は、クラス訴訟の形式で行なわれた独禁訴訟である(和解で終了)。裁判所は次のように述べた。

「裁定の目的は……弁護士が代理のない請求者に(クラスの成員に)与えたサービスの合理的な価値を弁護士に補償することである。地裁はまずサービスの内容を確かめなければならない。そこで裁判所は弁護士が使った時間を調査するべきである。……(弁護士が)使った時間に関して相当明白な情報がなければ、裁判所は補償が求められているサービスの内容を知ることができない。……

(次に)裁判所はこれらのサービスの価値評価を行なう必要がある。……一般に弁護士の時間の価値は通常彼の請求レートに示されている。弁護士のサービスを価値評価するときに論理的な出発点になるのは、弁護士の合理的な時間レートを定めることである。……

4) J. F. Coffee, Jr., "Rescuing The Private Attorney General: Why the Model of the Lawyer as Bounty Hunter is Not Working", 42 Maryland L. Rev. 215, 241-42 (1983).

このようにして合理的な補償を構成すると認められた額が裁判所の報酬決定のロードスター（導きの星）であるべきといえよう……」(487 F. 2d. 167-168)

同裁判所は続けて、少なくとも二つのファクターを斟酌する必要があるとしている。第一は成功報酬ベースで事件を引き受けた弁護士に敗訴リスクを考慮すべきこと、第二は弁護士の仕事の質を考慮することである。要するに、ロードスター額を基礎としてこれらの要素を用いて調整の余地を示したのである。

第三サーキットは、1976年に Lindy 2 事件において Lindy 1 事件で宣言されたロードスター方式を肯定した(540 F. 2d 102 (1976))。ただし、Lindy 2 事件は敗訴リスクに基づいた増額を肯定したうえで、Lindy 1 事件に比べてより具体的な評価基準を示した。しかし、質を理由とする増額については原則的に否定した。すなわち、敗訴リスクに基づく増額については、①提訴時点における勝訴の見込みを評価すべきだとして、事件の複雑性、被告の責任の明確性の程度、先例や法律の解釈、新しい学説の存在など提訴に要する原告の負担を分析すること、次に、②報酬の保証のない労働時間数、証言録取書を取ることや送達などに必要な現金支出額、当該の訴訟に必要な専門知識の開発など訴訟遂行上引き受けるリスク、および③提供したサービスに対する報酬の支払いの遅延を要素として、ロードスター額の調整を許した。質を理由とする増額については、「裁判所は質の考慮はロードスターの裁定額に含まれていることを認識しなければならない。すなわち、経験、知識、技能にすぐれまたはすぐれているとみなされている弁護士は、一般に彼らに比べて劣る弁護士よりも高い時間レートを要求する。かくして、一般に、弁護士の仕事の質は合理的な時間レートの一部である。この質はロードスターに反映されているので、弁護士の仕事の質という項目を特に設定して基本的な裁定額の増減調整に利用するべきではない」と述べた(540 F. 2d. 117)。

1975年に、第五サーキットは、Johnson v. Georgia Highway Express 488 F. 2d 714 (1975) において、裁定額を算定する際に考慮すべきファクター

を列挙した「ファクター・アプロウチ」(ジョンソン・アプロウチともいう)を提示した。この事件は人種差別を理由とした損害賠償と差止め救済を求めるクラス訴訟である。裁判所が示した算定上のガイドラインは次のとおりである。「必要な時間と労力」「当該争点の新奇性や複雑さ」「適切なサービスを提供するために不可欠な技術」「当該事件を受任することにより弁護士が他の事件を引き受けることができなくなること」「通常の報酬」「成功報酬か否か」「訴訟で獲得した結果」「依頼者または事件の事情によって紛争の解決が時間的に制約を受けているか」「弁護士の評判・経験・技能」「当該事件を引き受けることで弁護士が地域で嫌がらせを受け、経済的な困難に陥る可能性——たとえば警察を相手とする訴訟を引き受けたり人種差別が多い保守的な地域で差別撲滅に取り組むこと」「依頼者と弁護士との関係」「同種の事件での裁定額」の以上12個のファクターが列挙された。しかし、この方式を利用すると、裁判官がファクターを列挙してから断定的に「ゆえにXドルである」と決定することになりがちであるという批判を受けた。たとえば、Berger教授は「(この方式は)その適用のための分析的な枠組みを提供していない。これは各ファクターの相対的な重要性をどのように導くものか示していない」と述べている⁽⁵⁾。事実、ファクター方式を利用した場合、上級審で取り消される例が多かったようである。

第五サーキットも後にロードスター方式に転換し、連邦控訴審レベルでは、1970年代の後半からロードスター方式が一般的に受容されるようになった⁽⁶⁾。

5) S. Berger, "Court Awarded Attorneys' Fees: What Is "Reasonable", 126 U. Pa. L. Rev. 281, at 286 (1897). 他に、前注2のDawsonの諸論文。

6) A. Hammond, "Stringent New Standards For Awards of Attorney's Fees", 32 Business Lawyer 523 (1977); K. W. Starr, "The Fee Shifting Panorama of Attorneys' Fees Awards: The Expansion of Fee Recoveries in Federal Courts", 28 South Texas L. Rev. 189, at 213-25 (1986); G. L. Troutwine, "A Primer On Attorneys' Fees Awards: Fee Computation Under Federal And State Attorneys' Fee Statutes, And Common Fund Recoveries", in G. T. Saperstein & M. Weiss (ed.), Court Awarded Attorneys' Fees, p91 (Practicing Law Institute 1987).

3 算定の実例—Copeland v. Marshal 641 F. 2d. 880 (1980) より

女性差別を理由として合衆国労働省を相手取り遡及分給与の支払いを求めたクラス訴訟である。判決による回復額（遡及分給与）は3万3000ドルであった。原告の弁護士らはワシントン DC のロー・ファーム、Wilmer & Pickering に所属する。これらの弁護士はプロ・ボノ（無報酬）で原告の代理を引き受けている。

弁護士と仕事の形態	時間	レート	計
シニア・パートナー 出廷 (Court Appearance)	17.3	\$95	\$1,643.50
シニア・パートナー 訴答の検討 (Pleadings)	39.2	\$85	\$3,332.00
ジュニア・アソシエイト 調査とドラフト (Research & Drafting)	87.6	\$40	\$3,504.00
ジュニア・アソシエイト 証言録取 (Depositions)	35.5	\$40	\$1,420.00
			<u>\$9,899.50</u>

ロードスター額は9899.50ドルである。これに上方調整を加えた結果約16万ドルの報酬が裁定された。

4 連邦最高裁によるロードスター方式の承認

～Hensley 事件および Blum 事件

連邦最高裁がロードスター方式を承認したのは、1983年の Hensley v. Eckerhart 461 US 424 (1983) であった。事件は、州立病院に自己または他人に危害を加える危険患者として強制的に入院させられた原告が、デュープロセス違反等を主張して提訴に及んだものである。原告は勝訴後、公民権弁護士報酬法に基づいて約20万ドルの報酬裁定を求めた。その計算は、4人の弁護士（時間レートは40ドルから65ドル）の2985時間の報酬に、さらに30～50%の増額を行ったものである。裁定額をめぐる争われた結果、最高裁は次のように述べた。

「合理的報酬額を決定する最も有用な出発点は、合理的な時間レートと訴訟に使われた合理的時間数を掛け合わせたものである。この計算は、

弁護士サービスの価値を最初に評価する客観的な基礎になる。報酬の裁定を求める当事者は労働時間と請求レートを示す証拠を提出しなければならない。時間に関する記録が不十分であるなら、それに応じて裁判所は減額をしてよい」(461 US 433)。

同裁判所は、続けて、「(ロードスター額) が最終の結果ではない。[獲得の結果] など重要なファクターに基づいて報酬を上方または下方に調整する余地がある」として、「著しい成功を収めた事件では、増額された裁定が正当であろう」と述べた(461 US 435)。最後に裁判所は、原告が獲得した救済の大きさ(成功の程度)はロードスター額の調整の決定的な要素であると付言した。すなわち、ここで「時間×レート」の第一段階のロードスターに調整を加える二段階ロードスター方式が承認された。

1984年に最高裁は、Blum v. Stenson 465 US 886 (1984)において再びロードスター方式を承認した。事件は、医療給付の打ち切り手続きを攻撃する公民権クラス訴訟である。原告は非営利の法律扶助団体の弁護士に代理された。下級審裁判所は給付の打ち切り前に適切な通知と聴聞の機会を与える手続き上の権利を認めた。そして、弁護士報酬に関しロードスター額に加えて、「大きなクラスへの最大級の利益」をもたらしたという理由で50%の増額を認め、11万8968ドルを裁定した。この計算は次のように行なわれている。

法律扶助弁護士	ロー・スクール卒年	弁護士経験	時間	レート
アカ・モイニハン	1977	1年半	487.8	\$95
ポーラ・ギャロウイツ	1976	1年半(州判事のク ラークを1年)	166.2	\$100
アーサー・フライド	1975	1年半(合衆国地裁判事の クランクを2年)	155.6	\$105
			\$79,312	
			\$79,312 × 1.5 = \$118,968	

上訴人(被告)は、市場レートで裁定をすると法外な報酬になり、これは「たなぼた利益(Windfalls)」を弁護士に与えることになり、また50%の増額は裁量の濫用であると主張した。裁判所は、公民権弁護士報酬法の立法理

由を検討してから次のように述べた。

「われわれは、市場レートに基づいて報酬の裁定を行なうことが議会の禁じた[たなぼた利益]を与えること……になるとは思わない。

(裁定報酬額は)原告が開業弁護士に代理されるかまたは非営利の弁護士に代理されるかにかかわらず、1988条(公民権弁護士報酬法)に基づいた[合理的報酬]は関係地域の支配的な市場レートに従って計算されるべき(である)」(465 US 895)。

そして、ロードスター額の上方調整の点に関しては、Hensley 事件を引用して、著しい成功を収めた事件での増額を肯定した。しかしながら、代理の質や獲得した結果などは、一般にロードスター計算上の要素に吸収されているので、原則として上方調整の根拠にはならないとした。但し、敗訴リスクを理由とする増額の是非については、主張がなかったとして判断を保留した。そして、本件については、増額を許さなければ合理的な報酬にならないという明確な証拠は発見できなかったと述べて、ロードスターの調整を安易に行なうべきではないという態度を示した。なお、裁定報酬額はロードスター額の7万9312ドルとした。

5 敗訴リスク・ボーナスに対する締め付け

～Delaware Valley 事件

連邦最高裁は、原則としてロードスター方式を肯定したが、なお議論は残されていた。連邦下級審裁判所は、ロードスター方式はそれだけで完結するものではなく、敗訴リスク(コンティンジェンシー・リスク)を考慮してロードスター額に一定の倍数(Multipliers)を用いて、報酬額を決定すると

7) G. T. Saperstein & K. G. Kramer, "Multipliers And Adjustments To The Lodestar", in G. T. Saperstein & M. Weiss (ed.), Court Awarded Attorneys' Fees, p145 (Practicing Law Institute 1987).

いう取り扱い（ボーナスを与えること）を行なっていた⁽⁷⁾。

合理的報酬＝（合理的時間レート×合理的消費時間）×multipliers

したがって、裁定報酬額はしばしば巨額になり、原告の回復した利益を上回る弁護士報酬額が裁定されることもあり、弁護士に「たなぼた (windfalls)」を与えているという批判を受けるようになった⁽⁸⁾。全米司法長官協議会は、1984年に「現在、裁判所で行なわれている報酬裁定は額の計算や資格付与（敗訴者負担）に関して適用する統一的な基準を欠いている」として、批判的な立場を公けにした⁽⁹⁾。

ハッチ上院議員らは1984年に、合衆国、州および地域の自治体を相手とする訴訟の報酬裁定額に Multiplier の利用やボーナスを与えることを否定し、時間レート75ドルのシーリングを設定することを提案する立法案 Legal Fee Equity Act を提出した⁽¹⁰⁾。これは成立しなかったが、1987年に、連邦最高裁は Multipliers（ボーナスを与える）の利用の是非に関する判断を示すことになった。

連邦最高裁が *Pennsylvania v. Delaware Valley Citizens' Council For Clean Air* 107 S. Ct. 3078 (1978)（通称 Delaware Valley 2 事件）において、敗訴リスクに基づいたボーナスについていかなる判断を示すかは、大きな関心が持たれていた。この事件は、ペンシルヴァニア州が大気汚染防止法 (Clean Air Act) に基づく自動車の排気ガス規制の実施を怠っているとして、1976年に市民グループがその実施を求めて提訴したものである。1978年の同

8) 第IV節に掲記の諸論文。

9) S. Hearing 2802 Before on The Constitution of the Committee on the Judiciary, 98th Cong., 2d Sess. 237-305 頁に所収。なお、議会における合衆国司法次官の証言は同31-35頁。

10) *Id.* at 15. この法案を検討し批判するものとして、E. R. Larson, "Current Proposals In Congress To Limit And To Bar Court-Awarded Attorneys' Fees In Public Interest Litigation", 14 *Rev. of Law & Social Change* 523 (1986).

意判決（和解）において、州は排気ガス検査および改善命令を行なう義務を負うことになった。ところが、州は実施を怠り先の同意判決の抜け道を探っていたので、原告らは再び提訴に及び立法上の措置や州に対する民事侮辱の制裁を求めた。第二の訴訟は4年を経て1983年に翌年4月1日から規制を実施する旨の同意判決により終了した。原告を代理した6人の弁護士は大気汚染防止法の弁護士報酬規定に基づいて報酬の裁定を求めた（第一の訴訟の報酬はすでに支払われていた）。地裁は、訴訟を九つの段階に分け、フェイズⅣ、Ⅴ、およびⅦは敗訴に直面する危機があったとして2の倍数でロードスターの調整を行ない、フェイズⅤは高度な質の代理が提供されたとしてさらに2の倍数で増額をして、計約20万ドルの裁定をした。これをめぐって争われ、連邦最高裁は1986年に代理の質を理由とする増額を否定し（Delaware Valley 1 事件108 S. Ct. 3088）、敗訴リスクに関しては再度弁論（reargument）を行なうことにした。

連邦最高裁は、敗訴リスクに基づいた増額は、被告に不公正であること、強力な防御事由を持つ被告を罰しほとんど勝てそうにもない事件で大きな報酬を許すことになるのでリスクの大きな訴訟を弁護士に奨励することになること、ロードスター額には争点の新奇性や複雑さ、訴訟の長期化の可能性、必要な知識や経験など事件のリスクを考慮する要素が反映されているとして、原則として敗訴リスクに基づいたボーナスを否定する立場を示した。しかしながら、実のところ、意見は4—1—4に分かれ、鍵を握ったオコーナー判事は実質上反対意見に連なるように見えながらも、結論において本件ではボーナスの提供を妥当とするような証明がなかったとして多数意見に組み入れたという事情があった。また反対意見は多数意見が批判する敗訴リスク・ボーナスに関して全く異なる観点（集合的な規模の敗訴リスク・ボーナス）から正当化を試みているが、これについて多数意見は沈黙しており、議論はすれ違っている。したがって、この事件の判例としての位置づけはきわめて難しいと思われる。より詳しい検討は、Ⅳ節で行なうことにする。

Ⅱ ロードスター方式の諸問題

～連邦控訴裁判所第三サーキットのタスク・フォースの報告書より

1 連邦控訴裁判所第三サーキットのタスク・フォース

連邦控訴裁判所第三サーキットは、ロードスター方式の問題点を検討し改善勧告をするためのタスク・フォースを組織した。タスク・フォースは、ハーヴァード大学のミラー教授を報告責任者として、1985年10月8日付けで報告所をまとめた⁽¹¹⁾。以下は、これを要約する形式で、ロードスター方式の諸問題を概観する。

タスク・フォースは、その研究の目的を次のように定めた。すなわち、裁判所は、法律上の敗訴者負担およびコモン・ファンド理論に基づいて行なわれる報酬事件において、弁護士にとって公正かつ合理的な報酬額を裁定すること、報酬を決定する手続きに濫用や遅延が生じないようにすること、報酬事件の早期和解や決定を促進すること、報酬額の子測可能性を用意すること、裁判所の裁定を基礎づけている目的を実現すること、裁判所や当事者に現在課せられている負担を軽減して手続きを簡素化すること、そして、当事者に公正・衡平でかつ弁護士の経済的な現実を考慮した報酬を裁定することである。

2 ロードスター方式の欠点

タスク・フォースは、従来ロードスターの欠点として指摘されている事項を以下のようにまとめている。

(1) 裁判制度に負担をかけること

ロードスター方式は、すでに負担過剰になっている裁判制度にさらに重い

11) Report Of The Third Circuit Task Force, Court Awarded Attorney Fees (October '8, 1985).

負担をかけることになる。消費時間およびレートの決定のために必要な文書が増大し、鑑定人の利用を含め報酬算定に関する審理の運営基準に厳格さが要求される。報酬決定手続きが本格的で厳密になれば、それだけ裁判制度の人的物的リソースをこの手続きに振り向けなければならない。

(2) 不十分な客観性

ロードスター方式を構成する要素、すなわち時間とレートは客観性の点で不十分であるため、裁定の結果にバラツキがある。弁護士は裁定額の予測可能性を失い、さらに報酬決定手続に対して不信感を持つに至る。

(3) 弁護士実務との違和感

ロードスター方式は、弁護士実務の現実にそぐわないある種数学的な正確さを要求する。この数式化の現象は、弁護士の通常の請求レートを特定し、事件処理に要した時間を掛け合わせて報酬額を計算することから生じる。しかしながら、報酬裁定を求める弁護士の多くは、通例、成功報酬の取り決めで働き、「通常」または「平均的」なレートを持っていない。従って、「通常」または「平均的」レートを利用する考え方は非現実的であると論じる者もいる。

(4) 裁判官の操作を受けやすいこと

ロードスター方式は、原告の回復した賠償額や和解ファンドの割合(%)で弁護士報酬を考えることを好む裁判官の操作を受けやすい。このような結果志向の裁判官は、あらかじめ裁定額を決めておいてから、ロードスターの変数(時間、レート、およびリスクや質による修正)を改竄するという批判が加えられている。

(5) 弁護士の水増し請求の可能性

第三サーキットが独占禁止訴訟である *In re Fine Paper* 事件 (751 F 2d 562, 1984) において強調したように、ロードスター方式は弁護士に過大な時間の消費を促し、特に必要のない仕事を行なうように仕向け、「通常のレート」をインフレさせ、とりわけ裁判所が認めない時間をあらかじめ予想して架空の時間を作り出す。これらは労働時間に基づいた方式を採用するかぎり

避けがたい問題である。

(6) 訴訟を引き延ばすこと

ロードスター方式は労働時間を重要な要素とするため、弁護士が事件の早期の適切な機会に解決を図るインセンティブが存在せず、反対に時間数をできるかぎり増やそうとするため、合理的な和解が見込まれるにもかかわらず、意識的あるいは無意識に訴訟を長引かせようとする。

(7) 弾力性を欠くこと

ロードスター方式は、たとえば早期の和解を促し訴訟の引延ばしを抑制するような十分に弾力的処理を裁判所に与えない。多くの人々は、ロードスターによる計算を押し付ければ、事実審裁判所に必要と考えられる多様な裁量が奪われるものと信じている。もっとも、裁判所により大きな裁量を与えるならば、統一性が失われ、予測可能性も悪化する。

(8) 公益弁護士に不利益であること

ロードスター方式は公益弁護士、特に公民権弁護士に不利益に作用する。この方式はすぐれた点もあるが、議会が制定した報酬立法の目的を蚕食し、公益弁護士に対し差別的な不利益を与える。証券や独占禁止などいわゆる金銭損害賠償訴訟におけるロードスター額は、公民権弁護士報酬法など非金銭的社会的目的から訴訟を奨励する法律の下で裁定される報酬額に比べて多額になっている。このことは、裁判官のなかには、公民権などの法律に反映されている政策に好意的でなかったり、あるいは多くの公民権事件で弁護士が要求する報酬額が原告に認められた経済的な回復額（または非金銭的回復）に不釣り合いなほど多額であると考えている者が相当数存在することを示唆している。

(9) 運用上の難しさがあること

ロードスターの公式は単純明快であるが、それにもかかわらず予測可能性に相当な混乱をもたらしているのはその運用に問題が残されているからである。これは上述の諸問題にすでに示されていることであるが、他にも、たとえば「支配的な地域のレート」という場合それが弁護士の在住する地域かそ

れとも裁判所のある地域かという問題に曖昧さが残っている（以上，報告書7～13頁）。

3 コモン・ファンド事件と法律上の報酬事件の区別と勧告

ロードスター方式はコモン・ファンド事件と法律に基づく報酬裁定事件を区別することなく適用されている。しかし，タスク・フォースは，コモン・ファンド事件と法律上の報酬事件の差異を認めて，区別の必要を述べる（14頁）。コモン・ファンド事件と法律上の報酬事件の違いの第一は，報酬が敗訴者に転嫁される形態か否かである。ファンド事件のもっとも重要な要素は報酬が回復したファンドから回収されることであり，これは報酬を敗訴者に転嫁することではなく受益者に拡散して分担させることである。これに対して法律上の報酬事件は敗訴者が負担する報酬転嫁の形態を採っている。法律に基づいた報酬転嫁はその法律上の実体権の私人による実現を奨励することを目的とし，これに対しファンド事件の報酬裁定はエクイティに基礎づけを持つ。第二は，弁護士と報酬の負担者との対論手続きの有無である。ファンド事件では，特にクラス訴訟では，裁判所は受益者の受託者として行動する必要がある。というのは，報酬を負担する受益者と原告弁護士は対立する関係になるものの，受益者は裁判所に在廷していないので裁判所が関与する必要があるからである。被告はファンドの分配の行方に全く利害を持たない。他方，法律に基づく報酬裁定事件では，敗訴被告が報酬を負担するが，こちらは対論手続きが用意されているという違いがある。

タスク・フォースは，このような基本的な差異に立って，伝統的なコモン・ファンド事件や金銭賠償額が多額になる法律上の報酬裁定事件と，権利の宣言や非金銭的な救済を求める典型的な法律上の報酬事件を区別して処理することを提案している（20頁）。前者にあっては，裁判所は早い機会に原告弁護士と回復の割合（％）で報酬を設定する合意をとりつけるべきであるとする。すなわち報酬額の交渉は裁判所と原告の弁護士の間で行われることに

なる。

タスク・フォースは、法律上の報酬事件では、ロードスター方式が維持されるべきと結論した。第一に、この方式に対して多くの批判はあるものの、裁判所と弁護士は経験を積んでおり、運用も比較的容易であること。むしろこの方式を捨てることは、不安定な要因を生みかねないと考えるからである。第二に、連邦最高裁は、少なくとも公民権事件、および多分すべての法律上の報酬事件では、Blum v. Stenson や Hensley v. Eckerhart で示したように、ロードスター方式を承認しており、これらを尊重する必要があること。第三に、ロードスター方式が濫用される恐れは、法律上の報酬事件に比べてコン・ファンド事件においてより大きいと感じられること。第四に、公共利益法や公民権の領域では、ロードスター方式の採用は法律の規定に基づいて具体化される公共政策の推進と論理的に一貫するように思えること。確かにロードスター方式には欠陥があるが、考え得るこれに代わる方式は客観性の点で格段に劣る。この類型の訴訟の多くが非金銭的な内容を有しており、ロードスターから離反することになれば、社会的行動に参加する弁護士に打撃を与えることになろうと述べている(26～27頁)。

次に、タスク・フォースはロードスター方式の欠陥を是正する勧告を行なっている(28～35頁)。

第一に、時間レートの標準化を図ること——標準報酬スケジュールの確立——を提唱する。

第二に、過大で不要な時間を排除するために、弁護士と裁判所がプリトリアル協議やスケジューリングにおいて報酬に関する討議を——レート、事件に必要と見込まれる時間数、その他の調整要素(リスク)の適用不適用の可能性など——行なうべきである。こうした討議は弁護士をして事件の現実的な評価をなさしめ、早期の和解を促すと考えられる。

第三に、ロードスターの調整要素としての Multipliers (ロードスター額の倍数、またはコンティンジェンシィ・ボーナス) について次のように勧告した。まず、法的サービスの質は Multipliers の要素から除外すべきこと。

これは、質の要素がレートにすでに反映されていることを理由とする。敗訴のリスクはすべての事件で要素とするべきである。原告弁護士は通例法律上の報酬事件では十分な補償を受けることができないというリスクに直面する。したがって、法的責任を合理的に確立する種類の事件においてこのリスクは報酬の設定に考慮されるべきである。その他の考慮を要する要素として、①訴訟で獲得した結果、②報酬を申し立てた弁護士が訴訟促進に貢献したか、あるいは遅延させたか、および③報酬の支払いに時間的な遅れがあることを挙げている。②は、弁護士の報酬への欲望から生じる利己主義をたしなめ、早期の和解を促すためである。③については、Multipliers を利用してよいが、訴訟中のレートではなく支払い時の現行レートを利用する方法でもよいとする。

第四に、公益弁護士の間ロードスター方式は不利益であるとする感情がある。上述の標準報酬レートの確立や質の要素を排除する提案は、公益弁護士を差別する不利益な扱いを排除する試みである。

これらの提案は、法律上の報酬事件における報酬額を主観的な判断に関係づけず、中立的な報酬設定手続きの必要性を再確認させるはずである。

以上、ロードスター方式をめぐる諸問題についてタスク・フォースの報告書を紹介した。この報告書は、ロードスター方式が連邦下級審裁判所で支配的な算定方式とされ、最高裁で一応の承認を得た後でまとめられたものであるが、この段階では、最高裁の Delawaer Valley 判決はまだ出ていなかった。以下、さらに個別に問題を検討する。

Ⅲ 「合理的な時間」と「合理的なレート」

1 ロードスター額に制限はないこと

保護したファンドの大きさを基準として割合で決めるコモン・ファンド事件と異なり、法律上の報酬事件では報酬額に理論上限界はない。したがって、

弁護士は原告が回復した利益を格段に上回る裁定報酬を受け取ることもある。このように原告が獲得した結果に比べて不釣り合いな報酬を裁定することに批判が加えられている。しかし、このような批判も特に釣り合いルールを必要とする根拠を示していない。確かに、差止め救済事件や名目的損害賠償事件では、ほとんどこれを考慮することはできないであろう。

たとえば、公民権損害賠償事件である *City of Riverside v. Rivera* 106 S. Ct. 2686 (1986) では、原告の回復した賠償額が3万3000ドルに対し、裁定報酬額は24万5000ドルを超えた。この事件で連邦最高裁は次のように述べている。すなわち、

「われわれは、1988条（公民権法）に基づいた裁定は、公民権原告が実際に回復する損害賠償額に必然的に釣り合いのとれたものであるべきだという命題を否定する。……多くの不法行為事件の当事者と異なり、公民権原告は金銭的な観点で単純に評価できない重要な市民的かつ憲法上の権利の実現を求める。……議会は[個別の原告に対する公民権救済の価値を超えて、全体としての公衆が1988条で列挙された権利の実現に利益を有する]とした。……勝訴の公民権原告は、実際に獲得する救済の形態にかかわらず、名目的なまたは比較的小さな損害賠償額には現われない重要な社会的利益をしばしば確保する」(106 S. Ct. 2694)。

しかしながら、この判決は、公民権弁護士にとって不吉な兆しを伴うかもしれないと指摘されていた。ドブス教授は、断定はできないがとことわったうえで、裁判所は、不釣り合いな報酬を正当化できるのは、原告の勝訴によって公衆一般に外部的利益がもたらされたことが識別できる場合であると限定し、報酬請求者に外部利益の証明を要求する目論みがあるかもしれないと示唆している¹²⁾。

なお、原告と弁護士の間で締結された報酬契約（たとえば成功報酬、定額報酬、時間報酬、あるいは無報酬）は、ロードスターによる裁定額に無関係

12) D. B. Dobbs, "Awarding Attorney Fees", 1986 Duke L. J. 435, at 483.

とされている。もっとも、ロードスターの調整要素としてコンティンジェンシ・リスクを考慮する場合に報酬契約の内容が問題になることはある。

2 弁護士がロー・ファームに属するかまたは非営利の

法律扶助弁護士・公益弁護士かは裁定額に無関係であること

連邦最高裁は、Blum 事件において、「1988条の下での[合理的報酬]は、原告が開業弁護士に代理されているかまたは非営利の弁護士によって代理されているかにかかわらず、関係地域の支配的な市場レートに基づいて計算すべきである」とした。ACLU（アメリカ市民自由連合）のような団体が訴訟資金を集めてから訴訟を提起する場合であろうと、それは合理的な報酬額を決定することと無関係であるとされている⁽¹³⁾。

3 合理的な消費時間

原則として、弁護士が補償される仕事は裁判内だけでなく裁判外を含める。事件に関連するロビー活動や裁判外の交渉も補償の対象である。

問題になるのは、消費時間が合理的なものであったか否かという点である。これを決定することは困難であり、しばしばこの点に関して争いが生じる。ドブス教授はこの理由を以下のように説明している⁽¹⁴⁾。

第一に、弁護士が事件に使った時間を明らかにすることが困難である。時間の水増しを行なうインセンティブが存在するが、使用時間数を決定する標準的な方法は存在しない。多くの裁判所は報酬請求者に同時タイム記録（一定の作業ごとに労働時間を記入する）を作成し提出することを促しているが、これは成功していないようである。しかし、ある裁判所では、同時タイム記録の提出が報酬裁定の条件であると述べている。

第二に、使用した時間の合理性を判断することが難しいことである。弁護

13) E. R. Larson, "Developments in The Law of Attorneys' Fees", in Court Awarded Attorney Fees, p17 (Hamlin University 1985).

14) Dobbs, supra note 12, at 484-86.

士業務のスタイルや経験が異なるため、一定の仕事について適切な時間を決定することは容易ではない。ある弁護士にとって必要な調査は別の弁護士にとっては不要かもしれない。事実の調査を念入りに行なう弁護士もいれば、申立てに力を入れる弁護士もいる。仮に裁判所が弁護士のスタイルを詳しく調査することが可能であるとしても、適切な時間についての評価は困難であろう。

4 合理的な時間レート

連邦最高裁は、「関係地域の支配的な市場レート」に基づいて計算するべきであるとした。しかしながら、報酬立法の立法理由は、少なくとも公民権事件では、法的サービス市場において有能な弁護士を引き付けることができないので、特に法律で弁護士にインセンティブを用意したものである。したがって、適用されるべき市場レートが存在していないことが前提になっている。そこで、裁判所は擬似的な市場レートを見つける必要がある。これには、第一に、当該の地域において弁護士が同等の質をもって提供するサービスの請求レートとする方法と、第二に、同等の経験・技能・評判を有する弁護士がその地域で請求するレートとする方法が考えられている。第一の方法は、サービスの提供者を特定しないで、一定の質のサービスの市場価値を決定することを追求する。したがって、弁護士の評判や地位にかかわらず、より良い仕事により良いレートを与える。第二の方法は、提供されたサービスとは関係なく、個別の弁護士の経験・技能・評判の市場価値を追求する。したがって経験の浅い弁護士が上等なサービスを提供したにもかかわらず低いレートを適用され、反対に評判の高い弁護士が貧弱なサービスを提供したにもかかわらず高いレートを適用される。

これら二つの方法はともに実行が難しい。ドブbs教授は次のように指摘する⁽¹⁵⁾。まず第一の方法は、質の評価を要求するが、裁判所外の仕事の質

15) Dobbs, *supra* note 12, at 486-89.

の評価は難しい。さらに提供されたサービスの質とこれに適用されるレートと同等のサービスの質を比較しなければならないが、この評価は困難で不正確になりがちであろう。そして裁判所に余分な負担をかける。第二の方法は深刻な歪曲を導く可能性がある。経験のない者は時間を多く必要とし、経験のある者は短い時間で処理することがこの方法の前提になっている。しかし、経験のない弁護士が短い時間で高い質のサービスを提供する場合、これは不公平になる。時間を効率的に使うことが報酬の減額を導くのである。

連邦最高裁はこの点について明確な方向を示していないと解されている。Blum 事件では市場レートを特定するために弁護士の経験・技能・評判とともに同等の質のサービスの請求レートをもファクターとしているからである。

そこで、弁護士の「通常の」レートを利用することが行なわれている。これはその地域の同等の地位にある弁護士が同等のサービスを提供する場合には市場が存在するという根拠（上述の二つの方法の組合せ）に基づいている。しかしながら、法律扶助弁護士や公益弁護士にとって「通常」レートは存在しないし、成功報酬を通常の報酬形態とする原告弁護士に「通常」レートは存在しないという問題がある。

なお、合理的なレートを決定することは理論的に困難であるが、実際には、事実審裁判所が認定したレートを上級審が否定することはほとんどないようである。

5 地域レート

連邦最高裁は「地域の」レートを適用するべきであると述べたが、その地域が裁判所の地域を指しているのか、それとも弁護士の在住地域なのかは曖昧であった。たとえば南部の田舎の裁判所にニューヨークの弁護士が代理人になる場合、反対に田舎の弁護士がニューヨークの裁判所に代理人として出廷する場合に混乱がある。下級審ではおおむね裁判所の置かれている地域の市場を考えているようである⁽¹⁶⁾。

6 歴史レートと現行レート

弁護士が実際に支払いを受けるまでに時間的な遅れが生じるので、裁判所は一般に現行レートを採用して遅延コストを反映させようとする。たとえば、8年を要した訴訟において、当初75ドル・レートであったものを終了時には150ドル・レートとした⁽¹⁷⁾。すなわち利子率の要素を取り入れることである。現行レートの利用は遅延コストを計算することに比べて簡便であることが大きな理由であろう。

なお、支払いの遅延コストを Multiplier（敗訴リスクのボーナス）で考慮することが行なわれる場合もある（Delaware Valley 2 事件は本件の争点になってはいないがと断ったうえで、現行レートの利用を示唆している）。

IV 敗訴リスク・ボーナス

1 Blum 事件以前と以後

Blum 事件以前、多くの連邦下級審裁判所は、勝訴の場合にのみ報酬を受け取る成功報酬ベースで事件を引き受けた弁護士に敗訴リスク・ボーナス（コンティンジェンシー・ボーナス）を与えていた。彼らは敗訴した場合に報酬を受け取ることができないというリスクを負担しているので、ロードスター額にリスク負担分の補償（ボーナスあるいはプレミア）を加えなければ合理的な報酬額にならないと考えたからである。これらの裁判所は、弁護士が報酬支払いの保証を受けている場合、たとえば勝敗にかかわらず報酬を支払うという取り決めがある場合にはボーナスを認めていない。

16) Larson, supra note 13, at 21-2.

17) Troutwine, supra note 6, at 106.

この敗訴による不払いのリスクを報酬額に反映させるために、一般にある数字をロードスター額に掛け合わせて得られた結果を合理的な報酬としている。この数字、すなわち倍数 (Multipliers) は、大半の事件では1.0から2.0の範囲内で設定されている (3.5や4の倍数を使った例もあるが)。しかし、倍数のほんのわずかな差が報酬にして数百万ドルの違いをもたらすこともある⁽¹⁸⁾。

Blum 事件はロードスター額を上方に調整することにより合理的な報酬を決定できる場合もあることを認めた。しかし、これが許されるのは確実な証拠が提出されるきわめて例外的な場合であることを示唆し、コンティンジェンシー・ボーナスについては態度を保留した。Blum 事件以後、ボーナスを否定する下級審裁判所も現われた。

最高裁は、1987年に Delaware Valley 2 事件において原則としてボーナスを否定した (多数意見)。この判決を検討するに先立って、コンティンジェンシー・ボーナスの是非に関する主要な学説を要約しておこう。

2 Berger 教授

Berger 教授は、“Court Awarded Attorneys’ Fees: What Is “Reasonable”, 126 U. Pa. L. Rev. 281 (1977)”において、次のように述べている。

まず、市場の経験に照らせば、弁護士は一般に、リスク引受け分のプレミアを補償されないかぎり、成功報酬ベースで代理を行なうことをしない。通常の成功報酬は敗訴リスク (報酬の不払い) を考慮して報酬額を取り決めている。

これらの事件 (報酬裁定事件) に弁護士を引き付けるためには、裁定額にこのリスクを反映させるべきである。

このリスクを裁判所は次のような手順で調査する。まず弁護士が代理を引

18) S. Hearing 2802, supra note 9, at 59-74 (100の事件で使われた倍数を一覧表にしている)。Saperstein & Kramer, supra note 7, at 150 (1.2から1.5が平均であるという)。

き受ける最初の段階における成功の見込みを評価する。成功の確率を評価する要素として、当該の問題について政府がすでに行動を起こしているか、関連する訴訟が起こされているか、争点は単純かそれとも複雑か、新奇な争点か、などがある。

最終的には数字に換算する必要がある。明らかにリスクを測定する正確な方法はないが、理論上、最初の事件引受の段階で勝訴の見込みを測定することは有益である。

仮に裁判所が勝訴の見込みを半分としたなら、弁護士が報酬を回収できないリスクは50%である。したがって、リスクを完全に補償するために2倍の報酬を裁定しなければならない（以上は、324～327頁）。

3 Rowe Jr. 教授

Rowe Jr. 教授は、“The Legal Theory of Attorney Fee Shifting: A Critical Overview”, 1982 Duke L. J. 651 (1982) において、報酬転嫁の正当性を吟味した後で、コンティンジェンシー・ボーナスについて次のように述べている。

報酬転嫁が行なわれる事件では、敗訴者が勝訴の弁護士が使った時間を補償することに加えて、敗訴者がなぜコンティンジェンシー・ボーナスまで支払う責任があるのかという問題がある。

ボーナスに反対する議論は、転嫁される報酬額は弁護士が合理的に使った時間だけを対象にするべきであるという。リスクの補償は弁護士と依頼者の間で処理されるべきであり（たとえば保険や非成功報酬の取り決め）、それを超える責任を被告に負わせるのは不公正である。

しかしながら、最近の判例や学説（Berger 教授）はボーナスの取込みを支持している。その正当性はどこに求められるだろうか。勝訴者はすべてを補償されるべきとする「補償」に転嫁を基礎づける場合、ボーナスを正当化することはできない。「制裁」に転嫁を基礎づける場合、通常よりも多額の報酬を許すように見える。確かに法の違反者に法実現のコストを負担させる

ことは公正であるが、コンティンジェンシー・ボーナスとは無関係である。要するに、個別事件に焦点を合わせた場合コンティンジェンシー・ボーナスの基礎づけを得ることはできない。

しかしながら、個別の事件を超えた観点から報酬転嫁の正当性を考えれば、コンティンジェンシー・ボーナスは許される。私設司法長官による訴訟やテスト訴訟を奨励することを望むなら、リスク補償の転嫁を許さなければ提訴は抑制されよう。公共利益訴訟に有能な弁護士を引き付けようとするなら弁護士に合理的な補償を提供する必要がある。リスク補償を勝訴した依頼者に求めるのではなく、むしろ敗訴した被告から引き出すことは非難すべきことではないように思える（以上は673～677頁）。

4 Leubsdorf 教授

Leubsdorf 教授は、“The Contingency Factor in Attorney Fee Awards”. 90 Yale L. J. 473 (1981)において、コンティンジェンシー・ボーナスの問題点を詳細に分析している。

まず、成功報酬の取り決めが多額になる点は正当であるとする。しかし、裁定におけるボーナスは個別事件の成功の確率に結びつけるべきではないと述べる。このようなボーナスは弁護士を非倫理的な行動に誘い、裁判所に余計な負担をかけ、そして被告に対して不公正である。その理由は次のとおりである（782～497頁）。

第一に、弁護士と依頼者を利益相反にする。原告の弁護士は、報酬を増やすために依頼者が事件を持ち込んだとき勝訴の可能性がほとんどなかったことを立証しなければならない。有利な先例がないこと、不利な証拠の存在、被告にしかるべき抗弁事由があることなどを述べることになる。被告弁護士はその依頼者と利益相反の関係はない。しかしながら、被告弁護士もボーナスの上昇を食い止めるために被告に十分な防御事由がないことを強調することに誘われよう。これらは奇妙なことである。事件が上訴になる可能性がある場合この問題は一層深刻である。

第二に、勝訴の確率を遡及して計算することが問題である。裁判所は原告勝訴の判断を示した後で弁護士が提訴するときに勝訴の見込みがどの程度であったかを評価する。この任務は複雑である。こまごまとした対立する争点について判断し、これらを原告の勝訴率として評価する仕事は複雑で時間がかかる。また同種の事件群がない特殊な訴訟では確率の概念を適用することは困難である。さらに、一旦結果を知った裁判官や弁護士にいま一度無知の地点に立ち戻らせることは困難である。一度原告に勝訴の判断をした裁判所に、どの程度原告の勝訴を支持するべきであったかを評価させることが適切であろうか。確率が50%以下の場合に倍数は2以上になるが、それではなぜ原告が勝ったのだろうかという疑問に出会う。一つの答えは裁判所の不当判決であろう。裁判所は自ら誤った判断を下したことを調査するという当惑に直面する。

第三に、被告に対して不公正である。被告が有利であればあるほどより多くを支払う必要があるというのは奇怪である。また、ボーナスは原告の弁護士が別の訴訟で敗訴する場合に資金を援助することになる。被告がなぜ別の事件で資金を援助するべきなのか。その理由がわからない。

第四に、価値の低い訴訟を奨励することになる。ボーナスのインセンティブは弁護士を勝訴の確率の小さい請求を多数集めさせることになる。その結果、裁判所に事件が殺到することになりかねない。

Leubsdorf 教授は、このように個別事件でのボーナスを否定しているが、集合的な規模での訴訟奨励と個別事件のそれとを区別するべきと考えている。そこで、他にも訴訟奨励方策があるにもかかわらず（実体法の単純化や3倍賠償などの救済により）、ボーナスが一定の種類の訴訟においてなぜ適切なインセンティブ足りうるかを問う。そして、ボーナスは既存の実体法や救済策の不備を攻撃する意味ではなく、われわれが望んでいる一定の法規範を実現するコストを訴訟を必要ならしめた人々に分散するべきであるという独立の政策的な根拠を持っているとする。しかしながら、ボーナスの算定に使う Multipliers が不完全なものであるという弱点をいかにして克服するかが課

題になる。教授は、個別事件とは関係のない標準的な Multipliers（一律に、2を利用すること）の確立や立法による解決など代替的方策を検討するが、いずれも問題を抱えているとする。そして社会にとっていかなる訴訟をどの程度奨励するべきかという課題と Multipliers の選択の解答はまだできていないと結論する。

5 Dobbs 教授

Dobbs 教授は、“Awarding Attorneys’ Fees”, 1986 Duke L. J. 435 のなかで、ボーナスに関する評価を次のように述べている。

Blum 事件はサービスの市場価値で報酬を測定することを述べ、合理的時間×合理的レートが責任の一応の限界であることを明らかにした。したがって、増額を求める者は時間レートに基づいた報酬が真の市場価値を反映していないことを証明するべきである。しかし、Blum 事件はサービスの質や争点の新奇性に基づいた上方調整が許されない理由としてすでにロードスター額の算定にこのような要素が考慮されているとしたのであって、コンティンジェンシー・ボーナスについては必ずしも排除したものではない。そこで、ロードスターで調整されていない敗訴リスクをボーナスで調整することは可能であろう。しかしながら、Blum 事件はロードスターの調整を行なう場合その根拠の証明を要求する。すなわち実践的な観点では、むしろこれは排除するルールを置いたと見ることができる（471～475頁）。

6 Comment

Comment, “Nonpayment Risk Multipliers: Incentives or Windfalls”, 53 U. Chicago L. Rev. 1074 (1986) は、Multipliers の利用に反対する。

1976年の公民権弁護士報酬法の立法史を詳細に検討し、個別事件の敗訴リスク・ボーナスを許す根拠は認められないとする。そして、ボーナスというインセンティブがなければ公民権事件を引き受ける弁護士がいなくなるという議論は誤りであると述べる。第一に、法律扶助や真のプロ・ボノ活動に

見られる精神的な利益（非金銭的なインセンティブ）を無視することになる。第二に、裁判所が定める報酬額には隠れたインセンティブが存在する。なぜなら、現実の市場レートに比べて裁定されるレートは高めになっており、その裁定レートは商業訴訟レートで計算されているからである（1101～1104頁）。

さらに、ボーナスのインセンティブを排除することが公民権の実現のレベルを低下させるという議論は、ボーナスが真にインセンティブを用意していることを前提にしているが、裁判所ごとにまちまちで不確実な状況ではその効果も弱められている（1105頁）。

7 学説の比較検討～敗訴リスクの二つの論点

これらの学説を比較してみると、敗訴リスクの論点が大きく二つあることがわかる。ひとつは個別事件の敗訴リスクに基づいたボーナスであり、いまひとつは特定の種類の訴訟を奨励するための集合的な規模での敗訴リスク・ボーナスである。

まず、個別事件の敗訴リスクに基づいたボーナスに関して、Berger教授を除いて、明確に否定するのはLeubsdorf教授とRowe Jr.教授である。ただし、Leubsdorf教授の批判はボーナスを認めた場合の問題点を列挙する方法に基づいているのに対し、Rowe Jr.教授は報酬転嫁の理由づけからボーナスを正当化することはできないとした。Dobbs教授は客観的な叙述を行ない、判例を解釈するかぎりでは、判例は実践的には否定的であろうとみている。

次に、集合的な規模でのボーナスに関して、Leubsdorf教授は、公共訴訟に有能な弁護士を引き付ける必要があるとしてこれを肯定するが、算定の基準を作ることが難しいことを認めている。Rowe Jr.教授も、報酬転嫁の理由づけとしての私設司法長官理論がこれを含意するとして肯定するが、算定の基準についてはなんら述べていない。Commentは隠れたインセンティブをもちだしてボーナスの必要を否定する。Dobbs教授はこの点についてま

とまった意見は述べていないようにみえる。以上を表で示すと次のようになる。

学 説	個別事件敗訴リスク ・ボーナス	集合的規模の敗訴 リスク・ボーナス
Berger 教授 (1977)	肯定	(肯定)
Leubsdorf 教授 (1981)	否定	肯定
Rowe Jr. 教授 (1982)	否定	肯定
Dobbs 教授 (1986)	?	?
Comment (1986)	否定	否定

8 Delaware Valley 2 事件の意義

Delaware Valley 2 事件は連邦裁判所における報酬裁定ルールにどのような意義を有するであろうか（事件の概要は上述の第1節5を参照）。

判決は事実上、4 (Rehnquist, White, Powell, Scalia)—1 (O'Connor)—4 (Blackmann, Brennan, Marshall, Stevens) に分かれた。O'Connor 判事の一票が鍵を握った。O'Connor 判事は、最終的には White 判事の意見に組みして多数意見が形成された。まず、これら判決意見の要旨を見ることにする。

(1) 多数意見の要旨 (White 判事)

多数意見は、まず法律に基づいた報酬転嫁の立法史を検討して、議会が敗訴リスクのボーナスについてどのような考えを持っていたかは明らかではないとした (3086)。しかし、敗訴リスクに基づいたボーナスを次のような理由から原則として否定した。第一に、敗訴リスクを理由とするボーナスは、「敗訴の被告をして別の事件で敗訴する原告の弁護士に補償することを強要することになる。……この結果は、勝訴者だけが報酬の資格を有するというルールを採用した議会の意志と矛盾する」。第二に、「このような増額は強力な防御事由を持っている被告を罰する」。第三に、理論上どうみても勝つ見込みのない事件に最高の報酬を認めることにより、特に時間の余裕のある弁

護士にリスクの大きな事件の提訴を奨励する」。第四に、「事件の勝訴の見込みを完全に確かめることが困難であるから、ほとんどの事件ではリスク引受けについてある程度の増額を許さなければならないことになる」（3086）。

多数意見は、報酬転嫁立法の目的が弁護士報酬を支払うことのできない人々に有能な弁護士の代理を提供することである点を認めるが、そのことがリスク・ボーナスの必要を根拠づけることはないとする。原告が富裕な場合はもちろん、成功不成功にかかわらず依頼者から報酬支払いの約束を取り付けている場合や、法的援助を提供する目的で組織された団体の専任の弁護士の代理を得ている場合はボーナスの必要はないとするのが妥当である。賠償額が小さい場合や差止請求にかかる事件では、ロードスター額が十分な補償を提供しないとする論点があるかもしれない。しかしながら、新奇で困難な争点や訴訟の長期化の可能性を理由とする事件のリスクはロードスターの時間とレートの決定において斟酌されている。したがって、ボーナスを認めることは弁護士にたなぼたを与えることになる。実際、ロードスター方式の下では増額は不要である。そして、「リスク・ボーナスが約束されていなければ事件を引き受けない弁護士もいるであろう。しかし、われわれは、一般に弁護士が報酬転嫁法の目的達成に参加できないことがきわめて多いという点に疑問を抱いている。結局、リスクに基づいた増額は、運営上の困難と潜在的な不公平を伴う。そこで、立法による指示のないかぎり……通例の報酬転嫁の下では許容できない」と述べている（3087）。

ただし、多数意見は、増額の必要性と正当性が容易に明白でかつ記録上の証拠や裁判所により特に認定される例外的な事件では、ボーナスが許されるとする。しかし、本件は次のような理由から、この例外的な事件に該当しないとされた（3088）。第一に、本件は最初の同意判決後の仕事に関する報酬をめぐるものであり、すでに最初の訴訟の報酬は支払い済みであったこと、そして、州を相手とする訴訟には相当な努力が必要であるという点はリスクの存否に無関係であることなどを述べて、ボーナスを否定した。第二に、仮にリスク・ボーナスが肯定されるにしろ、地裁が決定した2倍という数値は過

大にすぎる。せいぜい三分の一が限度であったろう。第三に、リスク・ボーナスがなければ、原告は地域または関係市場で弁護士を発見することがきわめて困難になるという明確な認定が必要であるが、このような認定は行なわれていない(3088—89)。

(2) 反対意見の要旨 (Blackmann 判事)

反対意見は、まず、多数意見は成功ベースで引き受けた事件に上方調整を許さないことにより法律上の報酬転嫁の基本的な目的を蚕食すると述べる(3091)。議会は、裁定にかかる報酬額は弁護士が一般に市場で依頼者に請求する報酬額に匹敵するものでなければならないことを明らかにしている。敗訴リスクを理由とする上方調整は、裁定にかかる報酬額と民間市場が競争関係にあるべきとするなら、かつ、有能な弁護士を引き付けるべきと考えるなら、必要なことである。これは需要と供給の法則である。仮に弁護士が民間市場で別の事件を引き受けてより高い報酬を得ることができれば、彼らは法律上の報酬事件を断るであろう。したがって、ボーナスは「たなぼたの利潤」ではなく、議会の目的を達成するための方法である(3092—95)。

多数意見は公共利益弁護士に法実現の責任を負わせようとしている。しかし、この国の90の公共利益ロー・センターの600人の弁護士がほぼ40万人の弁護士の手からこぼれたものをすくい上げることができると思うのは非現実的である。プロ・ボノ弁護士は東部の大都市に集中し、大半の人々は率直に言って利用できないのである。また、議会在報酬転嫁を認めたのは、多くの原告が民間の成功報酬を通じて弁護士を獲得できないと見たからであり、多数意見の考えに従えば差止救済や比較的小さな賠償事件は軽んじられることになる。数多くの連邦法上の権利の実現はこのような事件に依存しているのである。

反対意見は、多数意見が異議を述べるボーナスは個別事件のリスクに関するものであると指摘した。議会在命じたのは、平等な代理を達成するために、個別事件の敗訴リスクではなく集合的な規模での敗訴リスクを民間市場と同じ経済的な基礎に置くことである。そこで、大半の事件では事件の強みや弱

みをほじくりだす必要はないし、利益相反の可能性が生じることはなく、事件の結果に釣り合わない報酬を許しかねないと考える必要もない。裁判所は、事件が成功報酬ベースで引き受けられたか否か、小さなファームやソロ・プラクティスが支払いの遅延によりまたはその他の経済的なリスクを引き受けるか否かを決定するだけでよい。もっとも、多数意見が指摘したように、弁護士に他の敗訴事件での経済的安定性（スタビリティ）を与えることは勝訴者に限って報酬を裁定するという議会の意図と矛盾するように見える。しかし、この考えは究極的には誤りである。民間市場と同様に、勝訴弁護士が獲得した報酬を利用することは弁護士のビジネスである（3096—3101）。

(3) O'connor 判事

O'connor 判事は、まず、議会は裁定にかかる報酬にボーナスを禁じていないとする反対意見に賛成した。さらに、集合的な規模での敗訴リスクに基づいたボーナスを支持した。しかしながら、争点の新奇性や訴訟長期化の可能性などはロードスター額に反映されており、本件ではリスク増額は妥当しないとして多数意見に回った（3089）。

判事は、集合的な規模での敗訴リスク・ボーナスについて反対意見の提案が曖昧で独断的であると批判した（3090—91）。

(4) 判決の意義

多数意見と反対意見は、敗訴リスク・ボーナスの是非に関して、個別事件と集合的な規模というそれぞれ別の基礎づけを用いている。結局、議論はかみあっていない。それどころか、集合的ボーナスの支持派は、O'connor 判事を加えれば、多数派を形成する。しかしながら、ボーナスの算定の基準を明らかにすることはできなかった。

このような矛盾に満ちた Delaware Valley 2 事件の射程を考えることはきわめて難しい。あるコメンテーターは、本件の事実限定すれば、連邦裁判所が規律を受けるのは次の事項であろうと述べている。すなわち、増額がなければ原告が弁護士を発見することが大いに困難であることが証拠により明らかにされない限り、個別事件での増額は同意判決を実現するために持ち込

まれた訴訟では許されないことである。そして、集合的な規模での敗訴リスク・ボーナスに関する争いは、議会がこれを明確にしないかぎり、さらに争点として裁判所に登場するであろうと述べている⁽¹⁹⁾。

多数意見は、例外的な場合に敗訴リスク・ボーナスを認めるが、その証明を原告に要求しており、手続上のハードルは大きい。実際、公益弁護士や法律扶助弁護士の財政的な基盤に影響がでると危惧されている。

むすびに代えて

アメリカ合衆国における裁定にかかる報酬算定の諸問題を短期的な視野から概観してきた。アメリカ合衆国では、弁護士報酬の転嫁と報酬額の計算が密接な関連を有している。そこで、特定類型の提訴奨励を目的とした「報酬転嫁法の下における合理的な報酬」は何かという問いに答えるためには、議会が提訴奨励の量的な範囲をどこに設定していたかという問題の解明を必要とするであろう。それは、報酬法の立法理由を検討することでもある。訴訟を奨励しすぎているという批判が強まっており、その元凶のひとつに過度な弁護士へのインセンティブが挙げられている⁽²⁰⁾。しかしながら、こうした批判は訴訟奨励の限界基準を明らかにしていない。さしあたり、報酬法の立法理由についてさらに検討を加えることを私の課題とし、細かい論点についての議論は他日に期したい。

(1991年2月脱稿)

19) The Supreme Court, 1986 Term, 101 Harv. L. Rev. 290 (1987).

20) これまでに本文で挙げたもののほかに、M. J. Breger, "Compensation Formulas For Court Awarded Attorney Fees", 47 Law & Contemporary Problems 249, at 267.